

大分工業高等専門学校ネーミングライツ事業に関する規程

令和7年2月14日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるネーミングライツ事業について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 ネーミングライツ事業は、契約により、本校が事業者等に命名権又は広告を掲載する権利（以下「命名権等」という。）を付与し、命名権等を付与された事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、将来にわたる新たな財源を確保し、本校の教育研究環境を向上させること及び施設等を有効活用することを目的とする。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称等を積極的に使用するものとする。

3 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく従来の施設等の名称を使用するものとする。

(対象となる施設等)

第4条 対象となる施設等は、学校運営委員会で協議の上、決定するものとする。

(命名権等の付与期間)

第5条 命名権等を付与する期間は、個々の契約毎にこれを定める。

(募集)

第6条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募により決定するものとする。
ネーミングライツ事業に必要な事項の詳細については、募集の都度募集要項において定める。

2 校長は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、公募によらずにネーミングライツ・パートナーを決定することができる。

一 本校との共同研究と直接関連する施設等に係るネーミングライツ事業であって、当該共同研究の相手方又はこれらに準ずる者以外にネーミングライツ事業を実施させることが不利である場合

二 前号のほか、特定の者以外ではネーミングライツ事業が実施できない場合

(応募資格)

第7条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する者は、法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人とする。その他詳細は募集要項に定める。

(応募)

第8条 ネーミングライツ事業に応募する者は、ネーミングライツ事業実施申込書（別紙様式第1号）を校長に提出しなければならない。その他詳細は募集要項に定める。

(審査機関)

第9条 ネーミングライツ・パートナーの選定、命名する愛称、広告、ネーミングライツ料その

他の審査は、学校運営委員会において審査する。

2 審査に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(決定及び通知)

第10条 校長は、学校運営委員会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称、広告の採用の可否及び命名権者等を決定するものとする。

2 校長は、第6条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者決定通知書（別紙様式第2号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者不採用決定通知書（別紙様式第3号）により通知しなければならない。

(契約)

第11条 校長は、ネーミングライツ・パートナーの決定通知後、速やかに契約担当役（独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第8条第1号に規定する者をいう。）に採用決定者との契約を締結させるものとする。

(費用負担)

第12条 ネーミングライツ事業に係る施設の愛称、サイン及び広告の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

2 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

(愛称変更の禁止)

第13条 命名権等を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、校長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(契約の解除)

第14条 ネーミングライツ・パートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別紙様式第4号）を、校長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第15条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権等の付与を取り消すことができる。

一 指定する期日までにネーミングライツ料又は広告料の納入がないとき

二 ネーミングライツ・パートナーが、法令及び要項等に違反し、又はそのおそれがあるとき

三 ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき

四 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき

五 その他校長が命名権等の決定を取り消すことを必要と認めるとき

2 校長は、前項の規定により命名権等の付与を取り消したときは、命名権等付与取消決定通知書（別紙様式第5号）により命名権者等に通知するものとする。

3 前項の規定により命名権等の付与を取り消した場合、既に納入されたネーミングライツ料については、返還しないものとする。

(事務)

第16条 ネーミングライツ事業に関する事務は、総務課総務係が処理する。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 4 日から施行する。

年 月 日

大分工業高等専門学校長 殿

申込者

住 所

名 称

代表者

印

ネーミングライツ事業実施申込書

大分工業高等専門学校大分工業高等専門学校ネーミングライツ事業に関する規程第8条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり応募します。

応募の種類	☐ ネーミングライツ事業（ ☐ 施設、 ☐ 部屋、 ☐ 広告）	
施 設 名		
愛 称		
愛称の理由		
料 金	☐ ネーミングライツ料 円（年額／税抜）	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話	()
	F A X	()
	E - m a i l	

【添付書類】

- （１）法人等の概要を記載した書類
- （２）定款、寄附行為その他これらに類する書類
- （３）法人の登記事項証明書
- （４）直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- （５）国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- （６）サイン及び広告の原案図及び設計図（ネーミングライツ事業（施設、部屋））
- （７）広告の原案図及び設計図（ネーミングライツ事業（広告））

別紙様式第 2 号（第10条関係）

第高専●第 号
年 月 日

殿

大分工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ・パートナー決定通知書

次のとおり事業者を採用することを決定しましたので、大分工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第 10 条第 2 項の規定により通知します。

応募の種類	☐ ネーミングライツ事業（ ☐ 施設、 ☐ 部屋、 ☐ 広告）	
施設名		
愛称		
愛称の理由		
料金	☐ ネーミングライツ料 円（年額／税抜）	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連絡先	担当者氏名	
	電話	()
	F A X	()
	E - m a i l	

別紙様式第 3 号（第10条関係）

大高専●第 号
年 月 日

殿

大分工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業につきましては、誠に
残念ではございますが、不採用となりましたので、大分工業高等専門学校ネーミングライツ事業に
関する規程第 1 0 条第 2 項の規定により通知いたします。

また、募集の機会がありましたら、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

別紙様式第4号（第14条関係）

年 月 日

大分工業高等専門学校長 殿

ネーミングライツ事業契約解除申出書

申込者

住 所

名 称

代表者

印

大分工業高等専門学校ネーミングライツ事業取扱規程第14条第2項の規定に基づき、次のとおり事業の契約解除を申し出ます。

応募の種類	☐ ネーミングライツ事業（ ☐ 施設、 ☐ 部屋、 ☐ 広告）	
施設名		
愛称		
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
料 金	☐ ネーミングライツ料 円（年額／税抜）	
契約解除の理由		

別紙様式第5号（第15条関係）

大高専●第 号
年 月 日

殿

大分工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

命名権等付与取消決定通知書

の愛称を決定する命名権等の付与について、次の理由により取り消しを決定しましたので、大分工業高等専門学校ネーミングライツ事業に関する規程第15条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されましたネーミングライツ料については返還しません。

取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	